	社の株式又は持分(*2)				
	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの			(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10) 円	(21) 円
	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等（施行規則第1条第13項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11) 円	(22) 円

特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(28)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 円

資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(29) 円
経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日以前の5年間（贈与の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(25) 円
		損金不算入となる給与	(26) 円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(27)=((23)+(25)+(26))/((24)+(25)+(26)) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(28)/(29) %
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無		有□　無□	
(*3)を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		円	

4　相続の開始の時における特別子会社について

区分		特定特別子会社に　該当 / 非該当	
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
総株主等議決権数		(a) 個	
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(b) 個 (b)/(a) %

（備考）

① 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

② 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

③ 本様式における第一種特別贈与認定中小企業者に係る規定は、第二種特別贈与認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例贈与認定中小企業者について準用する。なお、本様式において「認定中小企業者」、「経営承継受贈者」、「経営承継贈与者」又は「認定贈与株式」とある場合は、報告者の種別に合わせてそれぞれ対応する語句に読み替えるものとする。